

「農業者年金説明会及び相談会」を開催

令和2年12月3日に農業者年金受給予定者を対象とした農業者年金説明会及び相談会が開かれ、58歳から64歳までの年金の受給を考えられている10人が参加しました。

説明会は、北海道農業会議農業者年金相談指導員の野澤信義氏を講師に迎え、農業者年金制度の概要、旧年金・新年金それぞれの経営継承の方法や留意点などについて説明を受けました。

また、説明会終了後の個別相談会では、参加者は年金予定額や農地を処分する方法や時期、処分する際の注意点などについて説明を受けました。



農業者年金（経営移譲・特例付加）を受給されている方へ

経営移譲により「経営移譲年金（旧制度）」「特例付加年金（新制度）」を受給されている方は、農地の所有に制限が設けられています。

以下に該当する場合は、該当している期間、経営移譲年金または特例付加年金の支給が停止されますので、特に農地の取得や処分などをお考えの際は、必ず事前に農業委員会にご相談ください。

また、支給停止事由に該当する場合は、速やかにお近くのＪＡで届出をしてください。届出が遅れますと年金が引き続いて支給され、受け取りすぎた年金を返還することとなります。

経営移譲年金の支給停止	特例付加年金の支給停止
①農地等を相続したり、買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還などにより、農地の権利名義を取得して農業経営を再開したとき ②農地所有適格法人の組合員または株主となったとき ③特定処分対象農地等（経営移譲時に後継者に賃借した農地）の返還を受けたとき ④特定処分対象農地等を受給権者に返還せず、後継者が使用収益権を移転・設定したとき	①農地等を相続したり、買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還などにより、農地の権利名義を取得して農業経営を再開したとき ②経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等または特定農業用施設の返還から1年経過したとき ③経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等または特定農業用施設を、転用・転用目的で処分、または受給権者に返還せず、譲受後継者が移転・設定したとき ④経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等について返還を受け、農業委員会の利用意向調査を受けたとき

※支給停止の状態が消滅した場合は、届出により再度支給されます。

農地の相続税や贈与税の納税猶予を受けられている方へ

相続税や贈与税の納税猶予の適用を受けている農地については、取扱いに制限が設けられています。

次に該当する場合、納税猶予が打ち切れ、納税猶予されていた相続税または贈与税に利子税を加算して納税することとなりますので、ご注意ください。

※不動産取得税の納税猶予を受けている場合についても同様です。

相続税	贈与税
納税猶予期限前に、次に該当する場合	贈与者または後継者が死亡する前に、次に該当する場合
①納税猶予の適用を受けている農地等について、売渡しや貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合 ②農業経営を廃した場合 ③継続届出書を提出しなかった場合（3年毎に税務署へ提出が必要です）	
※特定貸付けなど例外となる場合があります。	